

# 社会福祉法人しゃくなげ園役員等報酬・費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しゃくなげ園（以下「当園」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬又は費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬)

第2条 役員等にその職務執行の対価として報酬を支給するものとし、当該報酬は日額又は月額とし、別表に掲げるところによる。ただし、これによりがたいときは、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

2 報酬は、日額にあっては理事会、定時評議員会又は評議員会の開催時、監事による監査実施時その他の役員等の職務執行時に、月額にあっては職員の給与支給日に、現金又は口座振込で支払うものとする。

3 報酬は、いかなる場合においても重複して支給しない。

4 報酬は、当園の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等には、支給しない。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、その職務執行のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額及び支給方法は、社会福祉法人しゃくなげ園旅費規程による。

## (退任慰労金)

第4条 役員等で、退職手当共済制度に加入していないものが退任（死亡による場合を含む。）したときは、当該役員等（死亡による場合は当該役員等の遺族）に退任慰労金を支給することができる。

2 退任慰労金の額は、在任期間（退職手当共済制度に加入していた期間があるときは、当該期間を除く。）1年につき、常勤の役員等にあっては20,000円とし、非常勤の役員等にあっては5,000円とする。この場合において、当該在任期間に常勤及び非常勤の期間が混在するときは、それぞれの在任期間について算定した額を合計するものとし、次項の規定による月割りにより1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

3 前項の在任期間の算定にあたっては、当該期の就任及び退任の日がともに定時評議員会の日である期間については、当該退任の日をもって理事及び監事にあっては2年、評議員にあっては4年とし、在任期間に1年に満たない端数期間があるときは、当該端数期間の月数（1月に満たない端数期間は切

り捨てる。) に応じて、当該年額の月割りにより算定するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

#### 附 則

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

#### 附 則

この規定は、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。

#### 附 則

この規定は、平成 29 年 5 月 30 日より施行する。

#### 附 則

この規定は、平成 29 年 9 月 12 日より施行する。

#### 附 則

この規定は、平成 31 年 3 月 8 日より施行する。

#### 附 則

この規程は、令和元年 10 月 15 日から施行し、改正後の社会福祉法人しゃくなげ園役員等報酬・費用弁償に関する規程の規定は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、評議員会での決議の日（令和 4 年 3 月 25 日）から施行し、改正後の社会福祉法人しゃくなげ園役員等報酬・費用弁償に関する規程の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表

区分	報酬額	備考
理事長	月額 51,580円 ただし、理事会、定時評議員会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席したときは、日額 5,340円を別途支給する。	非常勤の場合に限る。 1月につき4回程度の業務執行を基準とする。
業務執行理事	月額 200,000円	職員を兼務しない常勤の場合に限る。1日につき7時間、1月につき20日の業務執行を基準とする。
理事	日額 5,340円	
監事	日額 5,340円	
評議員	日額 5,340円	